

基準日：2022年4月現在

外貨仕組預金 契約締結前交付書面

- 外貨ステップアップ定期預金 2年 契約締結前交付書面 ……P.2
- 外貨ステップアップ定期預金 3年 契約締結前交付書面 ……P.10
- 外貨仕組預金規約 ……P.18
- 外貨仕組預金取引に係る確認書 ……P.22

基準日：2022年4月現在

外貨仕組預金

外貨ステップアップ定期預金 2年

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です)

この書面の内容をよくお読みいただき、十分ご理解のうえお申込みください。

「外貨ステップアップ定期預金2年」は、当行が満期の繰上を決定した場合に、預入期間が当初満期日までの2年間から、繰上満期日までの1年間に短縮される外貨仕組預金です。この預金は、当行に選択権のある「満期繰上(預入期間の短縮)に関する特約」が組込まれており、その対価として、比較的高めの金利が設定されています。この預金は、原則として中途解約ができません。

上記の通り、お預入開始時点では最終的な満期日が1年後と2年後のいずれになるのか、確定していないため、必ず2年間の運用が可能な余裕資金でお預入れください。

満期繰上

- ・ 経済情勢の変化等により、お預入れから1年経過時点での市場金利が低下しており、この預金の後半金利(=2年目に適用される金利)よりも低くなっている場合は、満期日が繰上がる可能性が高くなります。この場合、お客さまは後半金利での運用ができなくなります。
- ・ 逆に、お預入れから1年経過時点での市場金利が上昇しており、この預金の後半金利よりも高くなっている場合は、満期日は繰上がらない可能性が高くなります。外貨仕組預金は原則として中途解約ができませんので、この場合、お客さまはその時点での高い市場金利で運用できる機会を失うこととなります。

- ・ 満期繰上の判断は必ずしも市場金利の高低のみをもとに行われるものではなく、市場の情勢を考慮して行われます。

手数料

- ・ お預入れおよび満期払戻しには、手数料はかかりません。

利息

- ・ 利払いは最大 2 回（中間利払日および当初満期日）行われます。

中途解約

- ・ 原則として中途解約はできません。
- ・ 当行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に損害が生じた場合には、これをご負担いただくものとしします。そのため、大きな損失が生じる（＝大きく元本割れとなる）可能性があります。お申込みの際には必ず当初満期日（2 年後）まで運用可能な資金にてご利用ください。
- ・ 詳しくは、後記「中途解約（満期前解約）」の説明をご確認ください。

為替リスク

- ・ 満期時点の円換算額が、外国為替相場によっては当初の円ベースの預入額を下回り、円ベースで元本割れする可能性があります。

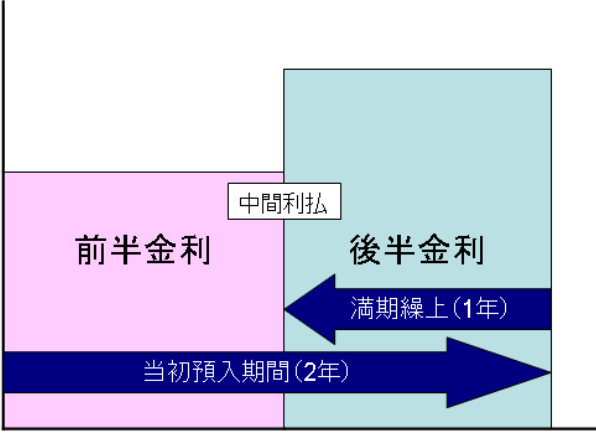
預金保険

- ・ この預金は、預金保険制度の対象外です。

〔商号・住所〕 auじぶん銀行株式会社 東京都中央区日本橋1-19-1

〔商品の概要〕

商品名	米ドルステップアップ定期預金 2 年 ユーロステップアップ定期預金 2 年 豪ドルステップアップ定期預金 2 年
-----	--

<p>商品概要</p>	<p>当行が満期の繰上を決定した場合に、預入期間が当初満期日までの 2 年間から、繰上満期日までの 1 年間に短縮される特約付外貨定期預金です。</p> <p>満期の繰上に関する決定権は当行にあります。繰上満期日の 1 週間前までに、繰上満期日までの満期繰上を行うかどうかについて、当行が任意に決定し、お客さまに通知いたします。満期繰上の決定は当行のみが行うことができます。</p> <p>「満期繰上に関する考え方」</p> <p>経済情勢の変化等により、1年後の満期繰上を決定する際の市場金利が後半金利(=2 年目に適用される金利)よりも低い場合、満期日が繰上がる可能性が高くなります。この場合、お客さまは後半金利での運用ができなくなります。逆に 1 年後の満期繰上を決定する際の市場金利が後半金利(=2 年目に適用される金利)よりも高い場合、満期日が繰上がる可能性が低くなります。この場合、お客さまは高い市場金利で運用する機会を失うことになります。</p> <p>満期繰上の判断は必ずしも市場金利の高低のみをもとに行われるものではなく、市場の実勢を考慮して行われます。</p> <p>「満期繰上のリスク」</p> <p>～当行が満期繰上を行った場合～</p> <p>満期は 1 年に繰上がります。お客さまはお預入れ 2 年目以降、当初満期日まで適用される予定だった金利での運用ができなくなります。</p> <p>～当行が満期繰上を行わなかった場合～</p> <p>満期は当初満期の 2 年となります。この場合(一般的にお預入時と比べて市場金利が上昇している場合)は約定時に定められた固定金利での運用が継続されるため、その後の金利上昇メリットを享受できなくなります。</p> 
<p>預金保険制度の適用</p>	<p>この預金は、預金保険制度の対象外です。</p>
<p>ご利用いただけるお客さま</p>	<p>当行に同一通貨の外貨普通預金口座をお持ちで、日本国内に居住する満 18 歳以上のお客さま</p>
<p>お預入れ</p>	

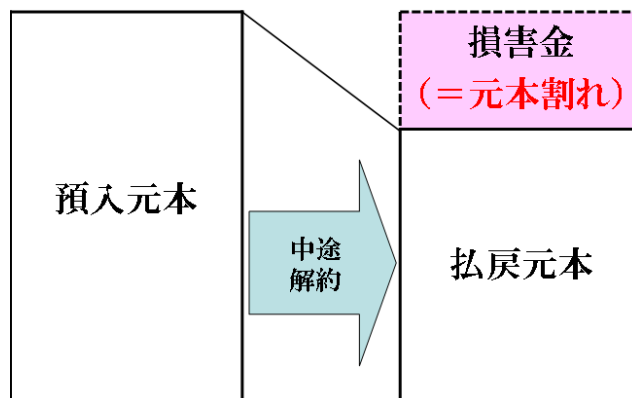
(1) 預入通貨	米ドル、ユーロ、豪ドル
(2) 預入期間	2 年。ただし、満期繰上の特約により、当行がこの預金の満期の繰上を決定した場合、満期日は当初満期日(2 年後)から繰上満期日(1 年後)に繰上げられ、預入期間は 1 年となります。当行が満期繰上を行わなかった場合には、預入期間は 2 年となります。 自動継続の取扱いはありません。
(3) 預入方法	お客さまご本人名義の同一通貨の外貨普通預金口座からのお預入れに限ります。 この預金は募集方式の商品です。募集の都度、当行ウェブサイトにて募集条件を掲示のうえ、募集期間内にお預入れのお申込みを受付けます。なお、スマートフォンもしくはパソコンからお申込みいただけます。お申込みは当該募集期間内であれば、撤回することができます。お預入日に当行がお申込金額を出金する時点における同一通貨の外貨普通預金口座の残高がこの預金のお申込金額相当額に満たない場合、この預金のお申込みは撤回されたものとみなします。
(4) 預入単位	1,000 通貨以上 1,000 通貨単位です。
払戻方法	満期繰上の有無に応じて、当初満期日または繰上満期日に一括して、お客さまご本人名義の同一通貨の外貨普通預金口座へ払戻します。
利息	
(1) 適用金利	お申込時の約定金利(前半金利、後半金利)を満期日まで適用します(固定金利)。なお、前半金利と後半金利は異なります。
(2) 利払方法	利払いは最大 2 回(中間利払日および当初満期日)行われます。 (1) 満期日が当初満期日(2 年後)となる場合 繰上満期日(1 年後)に相当する日を中間利払日として、お預入日から繰上満期日までの期間にかかる利息を、また、当初満期日(2 年後)に中間利払日から当初満期日までの期間にかかる利息を、それぞれ同一通貨の外貨普通預金口座へ入金します。 (2) 満期日が繰上満期日(1 年後)となる場合 お預入日から繰上満期日までの期間にかかる利息を繰上満期日に、同一通貨の外貨普通預金口座へ入金します。
(3) 計算方法	満期日が繰上満期日(1 年後)となる場合は、お預入日から繰上満期日の前日までの日数について、満期日が当初満期日(2 年後)となる場合は、前半利息としてお預入日から繰上満期日の前日までの日数について、また、後半利息として中間利払日から当初満期日の前日までの日数について、それぞれ付利単位を 1 補助通貨とし、1 年を 365 日とする日割計算により算出します。1 補助通貨未満の端数は切捨てます。
税金	利息には源泉分離課税 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)が適用されます。 ※マル優制度の対象外です。
手数料	お預入れおよび満期払戻しについての手料はかかりません。
中途解約(期限前解)	原則として中途解約はできません。

約)

当行がやむを得ないものと認め、中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、当該解約により当行に損害が生じた場合には、損害金をご負担いただくものとします。従って、大きな損失が生じる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。損害金とはお客さまが中途解約をされた場合に、中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を当行が再構築するための費用です。これはこの預金がデリバティブを組み込んだ商品であるため、発生するものです。

損害金は、後述する当該再構築費用と再構築取引にかかるその他諸費用(手数料含む)を、中途解約時の市場金利、市場金利の変動率等をもとに当行所定の計算方法により算出し、お客さまにご負担いただくものです。この損害金をお客さまの預金元本金額から差引いた残額を同一通貨の外貨普通預金口座へ入金するため、結果的に大きな損失が生じる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。お申込みの際には必ず当初満期日まで運用可能な資金にてご利用ください。

なお、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。



お客さまにご負担いただく損害金は、

- (1)適用金利と残存期間に対応する市場金利の差分
- (2)預金期間を短縮することができる権利の価値
- (3)新しく預金を再構築することに伴う費用(手数料含む)により構成されます。

お客さまにご負担いただく損害金 (内包するデリバティブを含め、この預金をご成約取引と同条件にて再構築する費用)	(1)適用金利と残存期間に対応する市場金利の差分
	(2)預金期間を短縮することができる権利の価値
	(3)新しく預金を再構築することに伴う費用(手数料含む)

特に(1)と(2)が大きな割合を占めます。それらは一般的に満期日までの期間や中途解約時の経済情勢に依存します。お預入時の適用金利と比較して市場金利が上昇すればするほど、(1)による損害が大きくなります。かつ、満期日までの残存期間(中途解約日から当初満期日までの期間)が長ければ長いほど、(2)による損害が大きくなります。そのため、この預金の損害金は、市場金利が上昇するほど、また、満期日までの残存期間が長いほど、高くなる傾向にあります。

以下では、観測期間を2000年4月1日から2013年5月30日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を元に算出した「中途解約時にお客さまに生じると想定される損害金」について、ご案内します。この預金の中途解約により生じる想定損害金額は以下の通りです。

想定損害金額例

ケース1:お預入直後に解約し、市場金利の変動がなかった場合

⇒・米ドルステップアップ定期預金

元本の約2%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1万米ドルのお預入れに対しては約200米ドルの損害金を差引いて、約9,800米ドルが払戻しの金額となります。

・ユーロステップアップ定期預金

元本の約2%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1万ユーロのお預入れに対しては約200ユーロの損害金を差引いて、約9,800ユーロが払戻しの金額となります。

・豪ドルステップアップ定期預金

元本の約3%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1万豪ドルのお預入れに対しては約300豪ドルの損害金を差引いて、約9,700豪ドルが払戻しの金額となります。

ケース2:ご解約時点における市場金利の上昇幅が、上記の観測期間における市場金利の記録等から算出した最大値になっていた場合

	<p>⇒・米ドルステップアップ定期預金 元本の約 17%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1 万米ドルのお預入れに対しては約 1,700 米ドルの損害金を差引いて、約 8,300 米ドルが払戻しの金額となります。</p> <p>・ユーロステップアップ定期預金 元本の約 12%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1 万ユーロのお預入れに対しては約 1,200 ユーロの損害金を差引いて、約 8,800 ユーロが払戻しの金額となります。</p> <p>・豪ドルステップアップ定期預金 元本の約 14%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1 万豪ドルのお預入れに対しては約 1,400 豪ドルの損害金を差引いて、約 8,600 豪ドルが払戻しの金額となります。</p> <p>※ 市場環境や中途解約時期等によっては、上記以上の解約費用がかかる場合もあります。さらに、お預入れいただいてからご解約までの経過利息についてもお受取りいただけません。</p> <p>※ 本想定損害金額例は外貨建てであり、円ベースではさらに為替変動による損害が発生する可能性があります。</p> <p>これらの想定損害金額が、お客さまの知識、経験、財産の状況および、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分にご確認ください。</p>
お申込時のご注意点	<p>お取引条件は市場環境により変動しますので、お申込みいただく際には内容を十分にご確認ください。</p> <p>なお、市場環境の急変等により、募集期間中でも取扱いを中止する場合があります。その際に当該お預入れのお申込みをいただいていたお客さまには、当行より E メールにてその旨を告知いたします。また、以後の募集を中止する場合には当行ウェブサイトに掲示することで告知しますので、予めご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万が一、当行の信用状況が大きく変化した場合には、意図した経済効果が得られず、結果としてお客さまに損害が発生する可能性があります。 ・金利相場状況、お取引条件等、諸々の事情で、必ずしも通常の外貨定期預金より有利でない可能性があります。利率条件は約定前にログイン後のお取引画面を十分にご確認ください。 ・お取引導入の最終判断は、お客さまの知識、経験、財産の状況および、本取引を導入する目的に照らし、必ずお客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。
付加できる特約事項	ありません。
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、または 03-5252-3772</p>

	受付時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝休日、および12/31～1/3を除く)
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
お問い合わせ先	auじぶん銀行お客さまセンター 0120-926-444 [携帯電話、スマートフォンからもご利用いただけます] 受付時間 9:00～17:00 (12/31～1/3を除く) ※運用のご相談は受付しておりません。

(2022年4月現在)

この書面は、金融商品取引法および銀行法等に基づき、元本割れなどの可能性がある外貨仕組預金のお取引の前に、お客さまへ交付しております。

 au jibun銀行

基準日：2022年4月現在

外貨仕組預金

外貨ステップアップ定期預金 3年

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です)

この書面の内容をよくお読みいただき、十分ご理解のうえお申込みください。

「外貨ステップアップ定期預金3年」は、当行が満期の繰上を決定した場合に、預入期間が当初満期日までの3年間から、繰上満期日までの2年間に短縮される外貨仕組預金です。この預金は、当行に選択権のある「満期繰上(預入期間の短縮)に関する特約」が組込まれており、その対価として、比較的高めの金利が設定されています。この預金は、原則として中途解約ができません。

上記の通り、お預入開始時点では最終的な満期日が2年後と3年後のいずれになるのか、確定していないため、必ず3年間の運用が可能な余裕資金でお預入れください。

満期繰上

- ・ 経済情勢の変化等により、お預入れから 2 年経過時点での市場金利が低下しており、この預金の後半金利(=3年目に適用される金利)よりも低くなっている場合は、満期日が繰上がる可能性が高くなります。この場合、お客さまは後半金利での運用ができなくなります。
- ・ 逆に、お預入れから 2 年経過時点での市場金利が上昇しており、この預金の後半金利よりも高くなっている場合は、満期日は繰上がらない可能性が高くなります。外貨仕組預金は原則として中途解約ができませんので、この場合、お客さまはその時点での高い市場金利で運用できる機会を失うこ

とになります。

- ・ 満期繰上の判断は必ずしも市場金利の高低のみをもとに行われるものではなく、市場の情勢を考慮して行われます。

手数料

- ・ お預入れおよび満期払戻しには、手数料はかかりません。

利息

- ・ 利払いは最大 2 回（中間利払日および当初満期日）行われます。

中途解約

- ・ 原則として中途解約はできません。
- ・ 当行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に損害が生じた場合には、これをご負担いただくものとします。そのため、大きな損失が生じる（＝大きく元本割れとなる）可能性があります。お申込みの際には必ず当初満期日（3 年後）まで運用可能な資金にてご利用ください。
- ・ 詳しくは、後記「中途解約（満期前解約）」の説明をご確認ください。

為替リスク

- ・ 満期時点の円換算額が、外国為替相場によっては当初の円ベースの預入額を下回り、円ベースで元本割れする可能性があります。

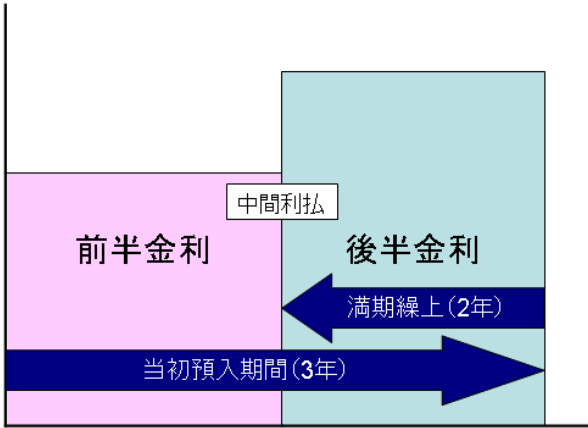
預金保険

- ・ この預金は、預金保険制度の対象外です。

〔商号・住所〕 auじぶん銀行株式会社 東京都中央区日本橋1-19-1

〔商品の概要〕

商品名	米ドルステップアップ定期預金 3 年
-----	--------------------

	ユーロステップアップ定期預金 3 年 豪ドルステップアップ定期預金 3 年
商品概要	<p>当行が満期の繰上を決定した場合に、預入期間が当初満期日までの 3 年間から、繰上満期日までの 2 年間に短縮される特約付外貨定期預金です。</p> <p>満期の繰上に関する決定権は当行にあります。繰上満期日の 1 週間前までに、繰上満期日までの満期繰上を行うかどうかについて、当行が任意に決定し、お客さまに通知いたします。満期繰上の決定は当行のみが行うことができます。</p> <p>「満期繰上に関する考え方」 経済情勢の変化等により、2 年後の満期繰上を決定する際の市場金利が後半金利(=3 年目に適用される金利)よりも低い場合、満期日が繰上がる可能性が高くなります。この場合、お客さまは後半金利での運用はできなくなります。逆に 2 年後の満期繰上を決定する際の市場金利が後半金利(=3 年目に適用される金利)よりも高い場合、満期日が繰上がる可能性が低くなります。この場合、お客さまは高い市場金利で運用する機会を失うこととなります。</p> <p>満期繰上の判断は必ずしも市場金利の高低のみをもとに行われるものではなく、市場の実勢を考慮して行われます。</p> <p>「満期繰上のリスク」 ～当行が満期繰上を行った場合～ 満期は 2 年に繰上がります。お客さまはお預入れ 3 年目以降、当初満期日まで適用される予定だった金利での運用ができなくなります。</p> <p>～当行が満期繰上を行わなかった場合～ 満期は当初満期の 3 年となります。この場合(一般的にお預入時と比べて市場金利が上昇している場合)は約定時に定められた固定金利での運用が継続されるため、その後の金利上昇メリットを享受できなくなります。</p> 
預金保険制度の適用	この預金は、預金保険制度の対象外です。
ご利用いただけるお	当行に同一通貨の外貨普通預金口座をお持ちで、日本国内に居住す

客さま	る満 18 歳以上のお客さま
お預入れ (3) 預入通貨	米ドル、ユーロ、豪ドル
(4) 預入期間	3 年。ただし、満期繰上の特約により、当行がこの預金の満期の繰上を決定した場合、満期日は当初満期日(3 年後)から繰上満期日(2 年後)に繰上げられ、預入期間は 2 年となります。当行が満期繰上を行わなかった場合には、預入期間は 3 年となります。 自動継続の取扱いはありません。
(3) 預入方法	お客さまご本人名義の同一通貨の外貨普通預金口座からのお預入れに限ります。 この預金は募集方式の商品です。募集の都度、当行ウェブサイトにて募集条件を掲示のうえ、募集期間内にお預入れのお申込みを受付けます。なお、スマートフォンもしくはパソコンからお申込みいただけます。お申込みは当該募集期間内であれば、撤回することができます。お預入日に当行がお申込金額を出金する時点における同一通貨の外貨普通預金口座の残高がこの預金のお申込金額相当額に満たない場合、この預金のお申込みは撤回されたものとみなします。
(4) 預入単位	1,000 通貨以上 1,000 通貨単位です。
払戻方法	満期繰上の有無に応じて、当初満期日または繰上満期日に一括して、お客さまご本人名義の同一通貨の外貨普通預金口座へ払戻します。
利息 (4) 適用金利	お申込時の約定金利(前半金利、後半金利)を満期日まで適用します(固定金利)。なお、前半金利と後半金利は異なります。
(5) 利払方法	利払いは最大 2 回(中間利払日および当初満期日)行われます。 (1) 満期日が当初満期日(3 年後)となる場合 繰上満期日(2 年後)に相当する日を中間利払日として、お預入日から繰上満期日までの期間にかかる利息を、また、当初満期日(3 年後)に中間利払日から当初満期日までの期間にかかる利息を、それぞれ同一通貨の外貨普通預金口座へ入金します。 (2) 満期日が繰上満期日(2 年後)となる場合 お預入日から繰上満期日までの期間にかかる利息を繰上満期日に、同一通貨の外貨普通預金口座へ入金します。
(6) 計算方法	満期日が繰上満期日(2 年後)となる場合は、お預入日から繰上満期日の前日までの日数について、満期日が当初満期日(3 年後)となる場合は、前半利息としてお預入日から繰上満期日の前日までの日数について、また、後半利息として中間利払日から当初満期日の前日までの日数について、それぞれ付利単位を 1 補助通貨とし、1 年を 365 日とする日割計算により算出します。1 補助通貨未満の端数は切捨てます。
税金	利息には源泉分離課税 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)が適用されます。 ※マル優制度の対象外です。

手数料	お預入れおよび満期払戻しについての手数料はかかりません。
中途解約(期限前解約)	<p>原則として中途解約はできません。</p> <p>当行がやむを得ないものと認め、中途解約に応じる場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、当該解約により当行に損害が生じた場合には、損害金をご負担いただくものとします。従って、大きな損失が生じる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。損害金とはお客さまが中途解約をされた場合に、中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を当行が再構築するための費用です。これはこの預金がデリバティブを組み込んだ商品であるため、発生するものです。</p> <p>損害金は、後述する当該再構築費用と再構築取引にかかるその他諸費用(手数料含む)を、中途解約時の市場金利、市場金利の変動率等をもとに当行所定の計算方法により算出し、お客さまにご負担いただくものです。この損害金をお客さまの預金元本金額から差引いた残額を同一通貨の外貨普通預金口座へ入金するため、結果的に大きな損失が生じる(=大きく元本割れとなる)可能性があります。お申込みの際には必ず当初満期日まで運用可能な資金にてご利用ください。</p> <p>なお、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。</p> <div data-bbox="630 1173 1264 1568" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the process of early redemption. On the left, a large box labeled '預入元本' (Initial Deposit) represents the full amount. A blue arrow labeled '中途解約' (Early Redemption) points to the right, where a smaller box labeled '払戻元本' (Redemption Amount) is shown. The difference between the initial deposit and the redemption amount is highlighted by a pink dashed box labeled '損害金 (=元本割れ)' (Damage/Principal Reduction).</p> </div> <p>お客さまにご負担いただく損害金は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)適用金利と残存期間に対応する市場金利の差分 (2)預金期間を短縮することができる権利の価値 (3)新しく預金を再構築することに伴う費用(手数料含む) <p>により構成されます。</p>

お客さまにご負担いただく損害金 (内包するデリバティブを含め、この預金をご成約取引と同条件にて再構築する費用)	(1)適用金利と残存期間に対応する市場金利の差分
	(2)預金期間を短縮することができる権利の価値
	(3)新しく預金を再構築することに伴う費用(手数料含む)

特に(1)と(2)が大きな割合を占めます。それらは一般的に満期日までの期間や中途解約時の経済情勢に依存します。お預入時の適用金利と比較して市場金利が上昇すればするほど、(1)による損害が大きくなります。かつ、満期日までの残存期間(中途解約日から当初満期日までの期間)が長ければ長いほど、(2)による損害が大きくなります。そのため、この預金の損害金は、市場金利が上昇するほど、また、満期日までの残存期間が長いほど、高くなる傾向にあります。

以下では、観測期間を2000年4月1日から2013年5月30日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を元に算出した「中途解約時にお客さまに生じると想定される損害金」について、ご案内します。この預金の中途解約により生じる想定損害金額は以下の通りです。

想定損害金額例

ケース1:お預入直後に解約し、市場金利の変動がなかった場合

⇒・米ドルステップアップ定期預金

元本の約 2%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1万米ドルのお預入れに対しては約 200 米ドルの損害金を差引いて、約 9,800 米ドルが払戻しの金額となります。

・ユーロステップアップ定期預金

元本の約 2%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1万ユーロのお預入れに対しては約 200 ユーロの損害金を差引いて、約 9,800 ユーロが払戻しの金額となります。

・豪ドルステップアップ定期預金

元本の約 3%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1万豪ドルのお預入れに対しては約 300 豪ドルの損害金を差引いて、約 9,700 豪ドルが払戻しの金額となります。

ケース2:ご解約時点における市場金利の上昇幅が、上記の観測期間における市場金利の記録等から算出した最大値になっていた場合

	<p>⇒・米ドルステップアップ定期預金 元本の約 23%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1 万米ドルのお預入れに対しては約 2,300 米ドルの損害金を差引いて、約 7,700 米ドルが払戻しの金額となります。</p> <p>・ユーロステップアップ定期預金 元本の約 16%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1 万ユーロのお預入れに対しては約 1,600 ユーロの損害金を差引いて、約 8,400 ユーロが払戻しの金額となります。</p> <p>・豪ドルステップアップ定期預金 元本の約 19%の損害金をご負担いただくことが予想されます。従って、1 万豪ドルのお預入れに対しては約 1,900 豪ドルの損害金を差引いて、約 8,100 豪ドルが払戻しの金額となります。</p> <p>※ 市場環境や中途解約時期等によっては、上記以上の解約費用がかかる場合もあります。さらに、お預入れいただいてからご解約までの経過利息についてもお受取りいただけません。</p> <p>※ 本想定損害金額例は外貨建てであり、円ベースではさらに為替変動による損害が発生する可能性があります。</p> <p>これらの想定損害金額が、お客さまの知識、経験、財産の状況および、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分にご確認ください。</p>
お申込時のご注意点	<p>お取引条件は市場環境により変動しますので、お申込みいただく際には内容を十分にご確認ください。</p> <p>なお、市場環境の急変等により、募集期間中でも取扱いを中止する場合があります。その際に当該お預入れのお申込みをいただいていたお客さまには、当行より E メールにてその旨を告知いたします。また、以後の募集を中止する場合には当行ウェブサイトに掲示することで告知しますので、予めご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万が一、当行の信用状況が大きく変化した場合には、意図した経済効果が得られず、結果としてお客さまに損害が発生する可能性があります。 ・金利相場状況、お取引条件等、諸々の事情で、必ずしも通常の外貨定期預金より有利でない可能性があります。利率条件は約定前にログイン後のお取引画面を十分にご確認ください。 ・お取引導入の最終判断は、お客さまの知識、経験、財産の状況および、本取引を導入する目的に照らし、必ずお客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。
付加できる特約事項	ありません。
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、または 03-5252-3772</p>

	受付時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝休日、および12/31～1/3を除く)
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
お問い合わせ先	auじぶん銀行お客さまセンター 0120-926-444 [携帯電話、スマートフォンからもご利用いただけます] 受付時間 9:00～17:00 (12/31～1/3を除く) ※運用のご相談は受付しておりません。

(2022年4月現在)

外貨仕組預金規約

第1条 外貨仕組預金の定義

この預金は、金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引を組みこんだ預金のうち、外国通貨で表示されるものです。

第2条 預金の預入れ

外貨仕組預金は預入れの都度、当行所定の方法により申し込んでください。

詳しくは契約締結前交付書面にてご確認ください。

第3条 証券類の受入れ

この預金には、手形、小切手、配当金領収証、その他証券類の受入れはできません。

第4条 預金の払戻し

1. この預金は、満期日に、元金および利息を当行に開設されているお客さまご本人名義の同一通貨の普通預金口座に振替えることにより払戻します。
2. 自動継続の取扱いはありません。

第5条 期限前解約

1. 満期日前の解約は原則としてできません。
2. ただし、当行がやむを得ない事由があると認め、満期日前の解約に応じた場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に生じた損害金を当行に支払うものとします。
3. 当行に生じた損害金とは、期限前解約に伴い発生する解約日から満期日までの当該預金の再構築額およびそれに伴う諸費用を当行所定の計算方法により算出したものをいいます。詳しくは契約締結前交付書面をご確認ください。
4. この預金の一部について解約することはできません。

第6条 利息の計算

1. この預金の利息は単利計算を行います。また、付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日として日割りで計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。
2. 満期日は次の通り取扱います。なお、一般の休日が満期日になることがあります。
 - (1) 期間（月）に応じた預入日の応当日（以下、「応当日」という。）がある場合
応当日を満期日とします。
 - (2) 応当日がない場合
月末日を満期日とします。
3. 満期日において同一通貨の普通預金口座の凍結その他の理由により元利金または利息のお支払いができず、満期日の翌日以降に元利金または利息のお支払いを行う場合、当該満期日以降の元金に対する利息は、当該満期日から元金をお支払いした日の前日までの日数および当行所定の同一通貨の普通預金利率のうちもっとも低い金額階層に適用する利率により計算します。なお、本項の場合において、満期日における未払利息に対して利息は付されないものとします。
4. この預金を満期日前に解約する場合、お客さまは経過利息を受取ることができません。詳しくは契約締結前交付書面にてご確認ください。

第7条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第8条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じ、かつ、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金にお客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の

取扱いとします。

2. 相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 第1号による充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。
また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。
4. 相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第9条 差押命令等

この預金に対して仮差押または差押の命令（以下、「差押命令等」という）が当行に送達された場合、当行はお客さまに対する事前の通知および所定の手続きを省略し次の号で定める方法によるほか当行所定の方法で処理いたします。

- (1) 期限前解約が必要である場合、第5条に準じて取扱うものとします。

第10条 規約の準用

1. この預金取引に関し、この規約に定めのない事項については、auじぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定のauじぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第11条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2021年5月4日現在】

外貨仕組預金取引に係る確認書

貴行から契約締結前交付書面、外貨仕組預金規約および注意喚起文書などの交付を受け、その記載内容を熟読し、以下に掲げられた外貨仕組預金（以下、「この預金」）の商品性にかかわる注意事項を十分に理解したうえで、自己の責任と判断においてこの預金に余裕資金を預入れます。

- 1.この預金の金利条件は、預入期間を短縮する権限を貴行に付与することによって提示されるものであり、この預金の預入期間の短縮を行うか否かの判断は貴行が行うこと。また、この預金の満期繰上が決定された場合には、繰上満期日以降、当初満期日まで適用される予定であった金利での運用ができなくなること。
- 2.この預金は中途解約が原則としてできないこと。貴行に中途解約を依頼し、貴行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、中途解約日から満期日までの期間に対応する預金の再構築額およびそれに伴う諸費用として、貴行所定の計算方法により算出された損害金を負担すること。また、損害金はこの預金の元本金額から差引かれ、結果的に大きく元本割れとなる可能性が高いこと。さらに、預入日から中途解約日までの経過利息についても支払われないこと。
- 3.この預金の中途解約時に発生する損害金の水準がどのような要素によって決定されるか、またそれらの要素がどのように変化した場合に損害金が高くなるのかなど、損害金の計算方法の基本的な考え方への十分な理解があること。また、市場環境によっては、かかる想定損害金額以上に大きく元本割れするリスクがあること。
- 4.契約締結前交付書面に記載された想定損害金額のうち最も大きな金額*は、私が許容できる損失額であること。また、資産の状況への影響に照らして私が取引できる契約内容であること。
*「今回預入れる元本金額」に契約締結前交付書面に記載されている「想定損害金率」を乗じることにより算出された金額。
5. 満期時点の円換算額が、外国為替相場によっては当初の円ベースの預入額を下回り、円ベースで元本割れする可能性があること。
- 6.この預金が預金保険制度の対象外であること。

以上